千葉県長生健康福祉センター運営協議会運営要領

(設置の目的)

第１条　健康福祉センターに所管区域内の地域保健及び地域福祉並びに健康福祉センターの運営に関する事項を審議するため、千葉県行政組織条例に基づき運営協議会を置く。

(名　称)

第２条　本協議会を千葉県長生健康福祉センター運営協議会（以下単に「協議会」という。）と称する。

(業　務)

第３条　本協議会は、次の各号に掲げる業務を行う。

（１）健康福祉センター管内の地域保健及び地域福祉並びに健康福祉センターの運営に関する事項についてセンター長の諮問に応じて審議する。

（２）健康福祉センターの運営に関して必要あるときは意見を具申する。

(委員の委嘱)

第４条　本協議会は、３０名以内の委員で組織する。

２　委員は次の各号に掲げるもののうちから、知事が委嘱する。

（１）市及び町村の代表者

（２）関係行政機関の代表者

（３）医療関係団体の代表者

（４）福祉関係団体の代表者

（５）学識経験を有する者

（６）その他の関係機関及び団体の代表者

(委員の任期)

第５条　委員の任期は、２年とする。ただし再任を妨げない。

２　委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の報酬・旅費)

第６条　委員の報酬及び旅費については、「特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例」(昭和３１年９月１日条例２７号)により支給する。

(会長及び副会長)

第７条　本協議会に次の役員を置く。

会長　１名　　副会長　１名

２　会長及び副会長は、委員が互選する。

３　会長は会務を総理し、協議会を代表する。

４　副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときにはその職務を代行する。

(会　議)

第８条　協議会は必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となる。

２　協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　協議会の議事は、出席の委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

（庶　務）
第９条　　協議会の庶務は、長生健康福祉センターにおいて処理する。

（附　則）
　本要領は、平成２３年１０月２７日から実施する。